

令和 8 年度

奈井江町体育施設 指定管理者募集要項

令和 8 年 9 月 16 日

奈 井 江 町

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）及び奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成 16 年条例第 1 号）に基づき、公の施設である奈井江町体育施設の管理運営を指定管理者に行わせるため、下記のとおり指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

施設の名称	施設の所在地	施設の設置目的	施設の内容
奈井江町 体育館	奈井江町字奈 井江 748 番地 118	住民の健全なる 心身の育成と体 育活動の普及振 興を図るため	アリーナ、格技室、 トレーニング室、 幼児プレイルーム、 会議室、放送室、 更衣室（シャワー室）、 テニスコート （夜間照明付）外 施設の見取図：資料 1 のとおり
奈井江町民 プール （愛称「なえ っこ」）	奈井江町字奈 井江 162 番地 1	住民の健全な心 身の発達と健康 で明るい生活を 営むため、スポ ーツの振興と体 力の維持増進を 図るため	幼児プール（水深 40cm）、子供プール（水 深 70cm）、25m 競泳用プ ール（6 本水深 120 - 100cm）、流水コース、 採暖室 外 施設の見取図：資料 7 のとおり

※ 上記施設を一括で管理運営できる団体を募集します。

2 申込資格

(1) 団体であること。(法人格の有無は問わない。)

(2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者。

イ 破産者（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 2 条第 4 項に規定する破産者をいう。）で復権を有しない者。

ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 号の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、奈井江町における一般競争入札等の参加を制限されている者。

エ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「自治法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により奈井江町又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから 3 年を経過しない者。（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合は除く。）

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者。

カ 奈井江町における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。

キ 国税及び地方税を滞納している者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行っている団体又は、その代表者及び団体構成員ではないこと。

(4) グループによる応募

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同事業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる応募の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に応募することはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は各構成団体について（２）の資格が必要となります。

エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行について、グループ全体として連帯して責任を負うものとします。また、グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意した旨を記した書面（様式２）を別途提出していただきます。

3 申込期間

（１） 申込期間

令和８年９月１６日（水）から令和９年１０月２０日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（２） 受付時間

午前８時３０分から午後５時まで

4 申込書類

（１） 申込書（様式１）

※ グループで応募する場合、申込書（様式１）、共同企業体協定書（様式２）、グループ応募構成書（様式２－１）

（２） 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
２（１）	法人の場合	・ 法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書） ・ 団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
	法人格のない団体の場合	・ 団体の規約及び構成員名簿
２（２）ア及び	法人の場合	不要

イ		法人格のない 団体の場合	・代表者の身分証明書
２（２）ウ及びエ			・２（２）ウ及びエに該当しない旨の 申 立 書（様式３）
２（２） キ	国 税 及 び 地 方 税	納税義務があ る場合	・納税証明書（未納の税額がないこ との証明。この要項の配布開始日 以降に交付されたもの）
		納税義務がな い場合	・その旨を記載した申立書（様式３）

※ グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

（３） 管理業務の計画書（様式４－１、４－２）

（４） 管理に係る収支計画書（様式５－１、５－２）

（５） 団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに寿公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）

（６） 団体の活動内容等を記載した書類

- ・事業報告書（作成している場合のみ）
- ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- ・類似施設の管理運営実績（様式６）

※ 上記（５）（６）についてグループで応募する場合は構成団体分も提出してください。

- ・緊急時における体制（様式７）

（７） 提出部数

提出部数 （正本１部、写し１部）

5 管理運営の考え方

施設の詳細、仕様書については、別紙資料によるものとします。

【奈井江町体育館】

(1) この施設の性格

昭和 57 年に体育館を設置して以来、町民の体育・スポーツの振興はもとより、町民の健康増進にも大きな役割を担ってきております。また、町民だけではなく町外からも利用があり、広域的に近隣住民の体育・スポーツの振興と健康増進にも効果を発揮されることが期待されている施設です。

(2) 休館日

月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その翌日。

※ 必要があると認めるときは変更することができます。

(3) 開館時間

午前 10 時から午後 9 時まで

※ 開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まれていません。

※ 必要があると認めるときは変更することができます。

(4) 利用許可について

奈井江町体育館の設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 21 号。以下「体育館設置条例」という。）（資料 3）第 5 条に基づき、許可等を行ってください。

(5) 利用制限に関する事項

体育館設置条例第 6 条各号に定める場合には、利用許可をすることはできません。

(6) 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

体育館においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額

体育館設置条例別表に定める範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て決定します。

ウ 利用料金の減免

奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成 15 年条例第 19 号）第 3 条及び同条例別表（資料 4）の例により行ってください。

- (7) 施設管理に伴う人員の確保及び資格について施設の管理運営を行うため、次の要件を満たしてください。

ア 受付事務、清掃業務の職員等を配置すること。

イ 従事するすべての職員については、緊急時に対応するため「救急救命講習」を受講した証を有する職員等を配置すること。

ウ 機械、衛生、電気設備関係については、維持管理及び点検業務等が伴うため、専門の知識を有する者を配置すること。ただし、専門業者に委託する場合を除く。

エ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。

オ 施設は、容量 8 キロリットルの重油タンクを備えるため、危険物取扱者の免状（丙種以上）を保有する者を配置すること。

カ 申込みの時点でエ及びオの資格を保有する職員等がない団体は、令和 9 年度中に資格を取得すること。

- (8) 奈井江町個人情報保護条例の適用について【体育施設共通事項】

指定管理者には、奈井江町個人情報保護条例（平成 17 年条例第 9 号）第 40 条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して、本町と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日本町と締結する協定において、本町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

- (9) 奈井江町行政手続条例の適用について【体育施設共通事項】

指定管理者は、奈井江町行政手続条例（平成 9 年条例第 4 号）第 2 条第 4 号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定

めに従って行うこととなります。

(10) 奈井江町公文書公開条例の適用について【体育施設共通事項】

指定管理者には、奈井江町公文書公開条例（平成9年条例第42号）第18条の規定により、公文書公開の努力義務が課せられるほか、後日本町と締結する協定において、本町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

【奈井江町民プール】

(1) この施設の性格

平成14年度に町内に2つあったプールを統合して設置した加温式プール施設です。水泳の振興のみならず水中歩行に使用されるなど町民の健康増進にも大きな役割を担っています。また、町民だけではなく町外からも多くの利用があり、地元住民はもとより広域的に近隣住民のスポーツと健康増進に効用を発揮されることが期待されている施設です。

(2) 休館日

ア 10月16日から翌年5月14日まで

イ 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に当たる場合は、その翌日

※ 必要があると認めるときは、変更することができます。

(3) 開館時間

区 分	開館時間
5月15日から5月31日まで	午後1時から午後6時まで
6月1日から6月14日まで	午後1時から午後7時まで
6月15日から8月31日まで	午後1時から午後8時まで
9月1日から9月30日まで	午後1時から午後7時まで
10月1日から10月15日まで	午後1時から午後6時まで
夏休み期間及び土、日曜日及び祝日	午前10時から午後8時まで

※ 開館時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まれていません。

※ 小学校が水泳学習で利用する場合は、その時間に応じて開館する必要があります。（小学校利用実績は、資料 2（その 3）を参照にしてください。）

※ 上記開館期間については、利用実績等踏まえ、指定管理者と町が双方協議を行い変更を行う場合があります。

（４） 町民プールの利用の許可について

奈井江町民プールの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 15 号。以下「町民プール設置条例」といいます。資料 3）第 5 条に基づき、許可等を行ってください。

（５） 町民プールの利用の制限に関する事項

町民プール設置条例第 6 条各号に定める場合には、町民プールの利用の許可をすることはできません。

（６） 利用料金について

ア 利用料金制度の採用

町民プールにおいては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用します。

イ 利用料金の額

利用料金の額は、町民プール設置条例別表第 2 に定める範囲内において、指定管理者が、町長の承認を得て決定します。

ウ 利用料金の減免

利用料金の減免は、奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成 15 年条例第 19 号）第 3 条及び同条例別表（資料 4）の例により、行ってください。

（７） 施設管理に伴う人員の確保及び資格について

施設の管理運営を行うため、次の要件を満たしてください。

ア 受付及び監視の業務にあたる職員を配置すること。

イ 受付、監視員等従事するすべての職員については、緊急時に対応するため「救急救命講習」を受講した証を有する職員等を配置すること。

ウ ア及びイに要する人員は、施設運営、事故防止等が図られるために十分な人数を確保すること。

エ 機械、衛生、電気設備関係については、維持管理、点検業務が伴うため専門の知識を有する者を配置する。ただし、専門業者に委託する場合を除く。

オ 施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置する。

カ 施設は、容量5キロリットルの重油タンクを備えるため、危険物取扱者の免状（丙種以上）を保有する者を配置する。

キ 申込みの時点でオ及びカの資格を保有する職員等がない団体は、令和9年度中に資格を取得すること。

(8) 奈井江町個人情報保護条例の適用について

(9) 奈井江町行政手続条例の適用について

(10) 奈井江町公文書公開条例の適用について

※ 奈井江町体育館と同じ

6 管理業務

【奈井江町体育館】

(1) 体育館の維持及び管理

利用者が快適かつ安全に利用できるよう施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保・事故防止、火災・盗難などの事故・事件の予防等施設の維持及び管理

(2) 体育館の利用許可

体育館設置条例第5条に基づく利用許可

(3) 体育館の利用料金の収受及び利用状況の集計

(4) テント等備品の貸出業務

(5) 体育館アリーナ及びテニスコートのコートラインの保守管理

(6) 体育館周辺及びテニスコート敷地内雑草の定期的な除去

(7) 上記業務に付随する業務

(8) その他、災害等予期せぬ事態が生じた場合、町からの求めに応じ適切な施設管理上の対策を講じること

【奈井江町民プール】

(1) 町民プールの維持及び管理

利用者が快適かつ安全に利用できるよう施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、水質保全の確保、火災・盗難などの事故・事件の予防等の施設の維持及び管理

(2) 遊泳等の事故防止

プールは安全確保が十分に図られる事が不可欠であり、安全確保のための措置に万全を期すこと。

(3) 施設の利用許可

町民プール設置条例第5条に基づく利用許可

(4) 町民プールの利用料金の収受

(5) 敷地内雑草の定期的な除去

(6) 上記業務に付随する業務

(7) その他、災害等予期せぬ事態が生じた場合、町からの求めに応じ適切な施設管理上の対策を講じること

7 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

8 添付資料

(1) 体育館の内容（資料1）

(2) 体育館利用及び収入実績、体育館利用予定表（資料2）

(3) 奈井江町体育館の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第21号）（資料3）

(4) 利用料金の減免基準（奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号）別表）（資料4）

(5) 体育館に係る経費の項目（資料5）

(6) 体育館委託業務仕様書（資料6）

- ・飲料水貯水槽清掃仕様書
- ・警備業務仕様書

- ・ 体育機器検査仕様書
 - ・ 地下タンク漏えい検査等仕様書
 - ・ ボイラー検査業務仕様書
 - ・ 外調機保守点検仕様書
 - ・ 空調自動制御機器検査業務仕様書
 - ・ テニスコート防球ネット布設撤去業務仕様書
- (7) 町民プールの内容（資料7）
- (8) 町民プール利用及び収入実績、小学校水泳学習実績（資料8）
- (9) 奈井江町民プールの設置及び管理に関する条例（平成16年条例第15号）（資料9）
- (10) 町民プールに係る経費の項目の参考資料（資料10）
- (11) 町民プール委託業務仕様書の参考資料（資料11）
- ・ 受水槽清掃仕様書
 - ・ オーバーフロー槽清掃仕様書
 - ・ 貯湯槽清掃仕様書
 - ・ 地下タンク漏えい検査仕様書
 - ・ 機械設備保守点検業務仕様書（ボイラー保守点検、外調機保守点検、自動制御機器保守点検、ろ過器保守点検 外）
- (12) 利用料金の減免基準（奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号）別表）（資料4）
- (13) 奈井江町体育施設の指定管理業務に関する基本協定書（資料12）
- (14) 奈井江町体育施設の指定管理業務に関する年度協定書（資料13）

9 選定基準

申込資格を有する申込者の中から、下記の選定基準（配点）の評価項目に基づく総合得点方式により、施設の管理を行うに最も適当と認められる団体を指定管理者となるべき相手方として選定委員会において選定します。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。（15点）
- ア 施設の設置目的等との適合性

- ①施設の設置目的や指定管理者に期待する役割を理解し、基本方針、事業目標に反映されているか。
- ②奈井江町が示した管理に関する基本的方針と提案内容が合致されているか。
- ③団体の基本的経営理念や運営方針が公の施設の管理運営ということとの適合性はどうか。

イ 利用者の平等な利用の確保

- ①施設における平等利用の確保の方針や取組項目について、適正か。
- ②事業内容等が一部の町民、団体に対して不当に利益の制限又は優遇するものになっていないか。

ウ 利用者に対するサービスの向上

- ①サービスの向上のための適切な取組が提案されているか。（幼児や高齢者、障がい者への配慮、はじめての人も利用しやすいような配慮など）
- ②利用者ニーズを適確に把握し、管理運営に反映させる提案となっているか。
- ③窓口・受付業務の体制や利用者への対応等について適切に考えられているか。
- ④トラブルや苦情処理の対応策について、適切な取組が提案されているか。

(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。(15点)

ア 施設の最大限効果的な管理運営

- ①利用促進に関する基本的な考え方や自主事業実施の考え方が適切か。
- ②利用者数の目標設定について、適切に考えられているか。また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。
- ③年間の広報計画の内容について、効果的な施設や事業の周知・PRなど利用促進を図る具体的提案となっているか。
- ④委託事業、自主事業の実施に係る目標設定について、適切に考えられているか。また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。

⑤複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。

(3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。(20点)

ア 施設の適切な維持及び管理

①安全、安心な施設管理や災害・事故等に対する体制・対策など適切な施設の維持管理の考え方となっているか。また、効率的な管理運営についての方策が提案されているか。

②第三者に対する委託業務の適正確保について、適切に考えられているか。

③記録・報告・評価についての考え方は適切か。また、評価結果を見直し・改善につなげていく方策について提案されているか。

④利用者満足度に係る目標設定について適切に考えられているか。
また、その目標を達成するための取組内容が適切であるか。

イ 管理費用（自主事業を除く）の縮減

①維持管理経費の縮減を図るための方策が提案されているか

②現実的な経費見積りがなされているか。

(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(30点)

ア 施設の管理運営に必要な人員配置等

①適切かつ安定的な施設の管理運営を行うための組織体制や責任者の配置について考えられているか。

②適切な職員の配置となっているか。必要な職員の採用や確保の方策は適切になされているか。

③職員の指導育成や研修体制について適切に計画されているか。(定期的な研修会等の開催など)

④業務に関連する専門的な知識を有する経験者又は資格保有者が配置されているか。

イ 緊急時等の対応について（別紙様式第7号）

①夜間・休日等、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制になっているか。（緊急時に対応できる町内または近隣市町に拠点とな

る事務所・責任者等の配置）。

ウ 団体等の経営の規模及び能力等

- ①施設の収支計画書が適切かどうか。また、事業計画との整合性は図られているか。
- ②資金管理に関する規定の整備など事故防止の仕組みなど適切に考えられているか。
- ③安定的な施設の管理運営を行っていくため、財務状況は良好となっているか。また、財政基盤や債務の状況などはどうか。
- ④これまで施設等の管理運営の実績があるか。また、その実績はどうか。
- ⑤複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

(5) その他 (20 点)

ア 従業員の地元雇用や町内業者の活用

- ①従業員の積極的な地元雇用や町内業者を活用されているか。

イ 地域の経済効果等に配慮した事業の実施計画

- ②地産地消や地元調達が配慮され、公の施設の管理運営が地域の経済へ波及効果を期待できる事業計画であるか。

○評価項目・配点

選定の基準	審査項目	評定点 (A)	比重 (B)	配点 (A×B)
(1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること	施設の設置目的等との適合性	5	1	5
	利用者の平等な利用の確保	5	1	5
	利用者に対するサービスの向上	5	1	5
(2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の最大限効果的な管理運営	5	3	15
(3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること	施設の適切な維持及び管理	5	2	10
	管理費用(自主事業を除く)の縮減	5	2	10
(4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	施設の管理運営に必要な人員配置等	5	2	10
	緊急時等の対応について	5	2	10
	団体等の経営の規模及び能力等	5	2	10
(5) その他	従業員の地元雇用や町内業者の活用等	5	2	10
	地域の経済効果等に配慮した事業の実施計画	5	2	10

【備考】

応募者の提出書類及びプレゼンテーション・聴き取り調査の内容に基づき、指定管理者制度、この公募に際して町が提示した内容への理解及び提案内容の具体的な実現可能性を含めて、3点を「標準」（「標準的な提案である」）とし、加点（4点＝やや評価できる提案である、5点＝非常に評価できる提案である）及び減点（2点＝やや評価できない（管理運営において、やや不安要素がある）提案である、0点＝非常に評価できない（管理運営において、非常に問題がある）提案である・提案すべき事項に必要な提案がされていない）という観点により採点する。

1 0 管理運営に要する経費

(1) 修繕・改修等

ア 修繕実施

管理物件（施設及び物品）の修繕の実施について、1 件あたり 2 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）以下のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとし、2 0 0 , 0 0 0 円を超える修繕は町と協議を行った上、町で負担します。

また、指定管理者が行う修繕料基本額（年額）を下記のとおり定めます。

○修繕料基本額

施設名称	修繕料基本額（年間）
奈井江町体育館	体育館・プール合わせて
奈井江町民プール	6 0 0 , 0 0 0 円

イ 指定管理者が実施した修繕費用（実績額 6 0 0 , 0 0 0 円（年間）以下）の清算

- ①年度中に指定管理者が支出した修繕費用の実績額が、修繕料基本額を下回り余剰金が発生した場合は、指定管理者は余剰金を繰越して修繕料留保金として管理する。
- ②年度中に指定管理者が支出した修繕費用の実績額が、修繕料基本額を超過し、不足額が発生した場合は、翌年度に町から指定管理者へ不足額を補てんします。
- ③不足額が発生した時点で、繰越された修繕料留保金がある場合は、不足額に修繕料留保金を振り替えて相殺する
- ④指定期間最終年の不足額または余剰金の清算は、指定期間満了時点で清算することとする。

(2) 燃料費・電気料

燃料費及び電気料（以下「燃料費等」という。）の精算及び指定管理料の変更については、次のとおり行うものとします。

ア 燃料費について

①燃料費の調整基準値は指定期間開始日における町契約単価とする。

②燃料費の調整基準値と当該年度の使用期間における町契約単価の平均額との差額が増減率10%を超えた場合に清算を行う。

イ 電気料について

①電気料の調整基準値は収支計画書における積算単価（電気事業者の約款に記載されている単価）とする。

②電気料の調整基準値と当該年度の使用期間における契約単価の平均額の差額が増減率10%を超えた場合に清算を行う。

ウ 燃料費等の精算額は、次の方法により計算する。

- ・増減率10%以上を超えた燃料費等

エ 精算方法について

燃料費等の精算は、毎年度3月末までに精算を完了し、指定管理最終年度の場合は、1月末の支出見込みにより精算するものとする。

(3) 備品の調達及び帰属

奈井江町が備え付けた備品は、指定管理者に無償で貸与します。

ただし、指定管理者の責任により滅失・毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。

指定管理者が指定管理料において備品を調達した場合の備品は、奈井江町に帰属し、指定管理者の負担により任意に調達した備品については、指定管理者に帰属します。

(4) 収支計画書の作成について

収支計画書の額は、1年分の計画を記載してください。ただし、指定期（5年間）を通じて各年目の計画が異なる場合は、各年目分を作成し提出しても差し支えありません。その場合は、計画書にどの期間（年度）に関するものかを記載してください。また、いずれの場合においても、人件費の変動や物価等の変動を見込んだものとしてください。

(5) リスク分担

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりです。また、規定した事項以外のことが発生するなど疑義が生じた場合には、双方の協議

によるものとします。

種 類	内 容	負 担 者	
		町	指定 管理者
物価変動 (燃料費・電気料 除く)	人件費物品費等物価変動に伴う経費の増		協議事項
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民 及び施設利用 者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設 利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
不服申し立て	指定管理者が行った公の施設を利用する管理に 関する処分への異議申し立て	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理 由による事業 変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継 続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余 儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理 経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、 争乱、暴動その他の自治体又は指定管理者のいず れの責めにも帰すことのできない自然的又は人 為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経 費の増加及び事業履行不能		協議事項
書類の誤り	仕様書等自治体が責任を持つ書類の誤りによる もの	○	

種 類	内 容	負 担 者	
		町	指定 管理者
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤り によるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（町→指定管理者）によって生 じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によっ て生じた事由		○
備品の更新	指定管理者の管理瑕疵に基づく備品の更新		○
	指定管理者の管理瑕疵に基づかない備品の更新	協議事項	
施設・設備の修 繕	1 件につき200,000円以下の修繕		○
	1 件につき200,000円を超える修繕	○	
資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによる もの		○
	上記以外の理由による場合	○	
第三者への賠 償	指定管理者としての注意義務を怠ったことによ り損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の 費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間 中途における業務を廃止した場合における事 業者の撤収費用		○

備考 疑義のある場合又はこの表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙協議の上、当該事態に係るリスク分担を決定するものとする。

1 1 その他

(1) 様式及び資料のダウンロードについて

この募集要項及び募集要項に関係する様式及び資料は、町のホームページからダウンロードすることができます。また、町の条例規則についても、町のホームページ上から例規集データベースにおいて閲覧することができます。

奈井江町ホームページ：<https://www.town.naie.hokkaido.jp>

(2) 選定結果等の公表について

申込書類及び選定結果については、公表する場合があります。

1 2 募集スケジュール

(1) 申請受付期間 令和8年9月16日（水）～10月20日（火）

(2) 募集要項・現地説明会

令和8年9月30日（水）13時30分～ 役場にて

※9月25日（金）までに16ページの問い合わせ先へ事前の申し込みが必要

(3) 第1次審査【指定管理者選定委員会による応募書類の書面審査】 10月下旬

(4) 第2次審査【指定管理者選定委員会による第1次審査通過者（別途通知）を対象としたプレゼンテーションによる面談審査】 11月中旬 ※別途通知します。

(5) 指定管理者の指定の議会提出 12月上旬

(6) 指定管理者の指定 12月下旬予定

(7) 指定管理者協定書の締結・運営準備の開始 3月中旬

(8) 指定管理業務の開始 令和9年4月1日

1 3 募集要項に関する質問

募集要項等に関する質問を「指定管理者募集要項等に関する質問票（様式8）」により、以下のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 令和8年9月16日（水）～10月7日（水）

(2) 提出場所 奈井江町役場総務課管財係

(3) 提出方法 持参提出、メールまたはFAXによる提出とします。

- (4) 回答 質問があった事項については、当該質問事項及び回答は、
応募の公平性の観点からすべての申請予定者に配布します。

1 4 申し込み・問い合わせ先

北海道空知郡奈井江町字奈井江 11 番地

奈井江町役場総務課管財係

電 話 0125-65-2111

F A X 0125-65-2809

メールアドレス kanzai@town.naie.lg.jp